

平成17年10月28日

東京地方裁判所民事第38部 御中

鑑 定 意 見 書

「住民基本台帳法30条の5（特別区長から
都知事に住基ネット送信をする根拠法条）に
関する体系的解釈について」

東京都立大学名誉教授
法 学 博 士

兼 子 仁

目次

I	鑑定意見の結論	3
II	鑑定意見の内容	3
第1	住基法30条の5を体系的に解釈すべき理由	3
1	行政法規の条文を体系的に解釈すべきことについて	3
2	住基法における関連条項である36条の2との体系的解釈は当然	5
3	確立された個人情報保護法制の原理原則に照らす体系的解釈の必要	5
第2	住基法30条の5に対する個人情報保護法制上の原理原則の適用について	7
1	個人情報保護法制における目的外提供の特別根拠について	7
2	本人確認情報の住基ネット接続は個人情報の目的外提供および外部結合に当たる	10
3	住基法30条の5は目的外提供を例外的に定める法律規定としていかに有効たりうるか	11
第3	住基法における30条の5と36条の2の体系的解釈について	13
1	住基法36条の2第1項の真義の解釈	13
2	住基法30条の5と36条の2第1項との体系的解釈について	14
第4	住基ネット接続を希望者区民のみとする杉並区措置の適法性について	15
1	住基法30条の5の体系的解釈に基づく自治体の自治権限および個人選択権の保障について	15
2	住基ネットの段階的実現に関する法律判断	16
III	鑑定意見提出者の略歴等	18

I 鑑定意見の結論

- (1) 住民基本台帳法（以下「住基法」という。）30条の5は、個人情報の目的外提供を法定した条項として、現行の個人情報保護法制における原理原則と調和するように体系的解釈を施さなければ、正しく解釈できないものと考えられる。
- (2) 住基法の同法条は、住民票個人情報の「安全確保等」に関する同法36条の2と調和するように体系的解釈をすることが必須である。
- (3) 上記の体系的解釈を行う場合には、住基法30条の5は、現段階において杉並区民のうち接続希望者について住基ネット送信をする方式を容認する趣旨を含むものと解するのが相当である。

II 鑑定意見の内容

第1 住基法30条の5を体系的に解釈すべき理由

1 行政法規の条文を体系的に解釈すべきことについて

行政法規における条文は、個々に読まれやすいのであるが、いずれも現行法制度を定める法規の一環として、一定の体系的な位置づけを予定されている。その点は、民事・刑事法や一般「行政法」に増して、行政各部法規の場合に特に意識されるべきであり、現に近時の立法にあっては、個別行政法律にも目次編別を冒頭に示す傾向を生じているところに象徴されている。

そこで、個別行政法律の行政根拠法条については、体系的解釈をすべきことが強く意識されていなければならない。するとその際、概して各法条を個別に文理解釈するわけにはいかず、関係法制全体に渡る体系的な解釈を、事柄の性質に照らした「条理」に適う解釈として行う必要があることにもなる（体系的

条理解釈)。

以上のことは、がんらい行政法学界において強調されていたと言えるが(田中二郎『行政法総論』法律学全集、161～2頁、177・182頁参照)、今次の行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)の大改正(本年4月1日施行)において、最高裁判所の判決文を踏まえる形で、つぎのとおり確認規定されるにいたっている。

行訴法9条2項は、行政処分取消訴訟における第三者の原告適格を裏づける「法律上の利益」(同条1項)の「有無を判断するに当たっては、当該処分・・・・の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、・・・当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、・・・当該処分・・・・がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする」と明記している。これは、義務付け訴訟および差止訴訟にも準用されている(37条の2第4項、37条の4第4項)。これら自体は特定事項に関する条項であるが、行政法規に関する体系的条理解釈を確認的に例示したものと読んで妨げないであろう。

そして上記条項に記されたとおり、行政根拠とされる法条の文言のみを金科玉条にすると、必ずしも現行法の正しい解釈適用になりがたいということがとりわけ肝要である。

なお、当該事項が人権保障や「地方自治の本旨」など憲法原理にかかわる場合には、法律を憲法原理に適合するように憲法適合解釈・合憲的解釈をすべきことも、法律の体系的解釈として重要であるにちがいない(自治体関係法令を「地方自治の本旨」に基づいて「解釈運用」すべきことは、地方自治法2条12項前段に確認されている)。

2 住基法における関連条項である36条の2との体系的解釈は当然

住基法がいわゆる住基ネットを法定した1999（平成11）年8月公布の改正において、36条の2第1項は、「住民票に記載されている事項の安全確保等」という見出しの下に、住民票情報の事務処理における市区町村長の「安全確保等」に関する措置義務を規定するために、新設されたものである（「市区町村長」は2条で特別区長を含む）。それは、30条の29が都道府県知事等による本人確認情報の住基ネット処理上の「安全確保」を規定しているのと同趣旨を含めて、「漏えい」等のセキュリティ対策を超えた「適切な管理措置」の義務を住民票情報全体に及ぼした定めにほかならない。それとして、改正時において住基ネット法制の一環としてそれ相当に重視されていたと見ることができる。

したがって、住基ネットを法定した住基法上の追加改正規定として、市区町村長が都道府県知事に対し住民票上の本人確認情報を送信すべきことを定めた30条の5第1・2項と、上記「安全確保等」に関する市区町村長の措置義務を定める36条の2第1項は、後述するとおり（第3 1）、同法の体系において内在的関連を有することが明らかであり、両者はその体系的解釈において当然関係づけられなければならない。それぞれを別個に読むことは正しくないと考えられる。

3 確立された個人情報保護法制の原理原則に照らす体系的解釈の必要

住基ネットが、1999（平成11）年の住基法改正によって法定され、2002（平成14）年8月にその第1次稼働を迎え、2003（平成15）年8月に第2次稼働となり、それをめぐり、2003年4月に合意されたいわゆる横浜方式の採択を同年6月に表明した杉並区は、結局2004（平成16）年8月に本件訴えを提起するにいたった。ところがこの時期は、国による個人情報保護法制の整備が急速に進んだのと、まさに同時的であったと言うことが

できる。

すなわち、2001（平成13）年3月に閣議決定された「個人情報の保護に関する法律」が国会で廃案になった後、2003（平成15）年3月にいわゆる個人情報保護5法（個人情報の保護に関する法律およびいわゆる行政機関法を主とする。）が国会提出され、これらは同年5月に可決公布され、2005（平成17）年4月に施行を迎えている。

もっとも、国の個人情報保護法制は、実は1988（昭和63）年の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」に始まっていたが、これは全国の市区町村自治体におけるいわゆる電算条例の延長線上に在って、コンピュータ自動処理のハードシステムにかかる保護法制であった。それに対し、その間自治体においては、1984（昭和59）年の福岡県春日市をふり出しに、手処理情報を含めた「個人情報保護条例」が全国に普及するところとなり、そこでは、後述するような、個人情報取扱いにおける「目的明確化の原則」および自己情報コントロール権（本人同意原則、自己情報開示等請求権など）という、いわばソフト的法原則が重きを成すにいたっている。杉並区も、早く1986（昭和61）年に「個人情報保護条例」（以下「保護条例」ともいう。）を制定して、個人情報保護制度を確立していた。国の個人情報保護5法は、おくればせにそうした個人情報保護の法原則を形成したことになり、その結果、杉並区の保護条例と原理原則的に一体化していると目されるのである。

他方、住基法には元来個人情報保護の観念が不十分であったが、1985（昭和60）年改正により、住民票の第三者閲覧・写し交付の請求に制限を定めるところとなった。ところが2002年以降、特別区の保護条例に基づく本人からの第三者請求書の開示請求の可否が問われ、ここでも住基法と保護条例の関係が解釈問題になってきた。そして今や、住民票の第三者閲覧・写し交付請求を本人の個人情報保護の観点から大幅に限定する住基法改正への国のとりくみ

が報ぜられている。

かくして、住基法における住基ネット接続条項（30条の5第1・2項）の解釈運用に関しても、それが住民票コードを含む本人確認情報という住民個人情報取扱いかかわる以上（それは前述した36条の2の同時追加改正にも示されている。）、以下のごとく、本件出訴時に未施行ながら公布済みであった国の個人情報保護法制の原理原則に照らした体系的解釈が、個人情報取扱いの「条理」原則を踏まえて行われるべきものと解されるのである。

第2 住基法30条の5に対する個人情報保護法制上の原理原則の適用について

1 個人情報保護法制における目的外提供の特別根拠について

(1) 国際的に公認された個人情報の目的外利用・提供の制限原則

高度情報通信の時代に入り、個人情報の保護は西欧系世界の通念となっているが、すでに1970年代の欧米において、個人情報はどこで記録され処理されていても、本来「本人の自己情報」とみなすべきものであり、他者による個人情報取扱いは“本人を離れた個人情報のひとり歩き”にほかならないので、本人サイドからなるべくコントロールできる法制度を形成する必要があるという考え方が生じた。そしてそれを国際的に公認したものが、1980年OECD理事会の加盟国向け勧告「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」（通称、80年OECD勧告）である。そこに、後述するわが国の個人情報保護法制を左右した個人情報取扱いコントロールの8原則が定められ、特に留意すべきものが以下の2原則と知られる。

「3. 目的明確化の原則 個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない、その後のデータの利用は、当該収集目的の達成……に限定されるべきで

ある。

4. 利用制限の原則 個人データは、(前項により)明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。(a)データ主体の同意がある場合、又は、(b)法律の規定による場合」

この点、杉並区の「個人情報保護条例」は早く1986年に、標記の事項について定め、「収集目的の範囲を超えた」目的外利用および「外部提供」について「本人の同意を得なければならない」としたうえで、「法令に定めがあるとき」をはっきり例外と規定している(14条1項・2項1号、15条1項・2項1号)。

それに対して、2003年公布の日本国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」でも、「行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、……その利用の目的をできる限り特定しなければならない」(3条1項)と定めたうえで、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とし、その例外を「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」などに限定している(8条1・2項)。

たしかに、個人情報の全取扱い(広義の利用)、すなわち収集・保管・利用・提供・廃棄は、当初の収集目的との関係においてコントロールされるので、この「目的明確化原則」に基づく目的外利用・提供制限の法原則は、まことに肝要なのである。

(2) 目的外利用・提供を例外として規定する法律条項の意味合いについて

上記個人情報保護の法原則の定めは、一見、目的外利用・提供はそれを認める法律条項があればよいとするかのように見えよう。

しかしながら、ここで注意すべきなのは、当該法律規定は、行政法上の法治主義原則として行政事務を根拠づける法律のすべてを指すものではな

く、あくまでも「目的明確化原則」に対する例外として、目的外利用・提供を合理的に認めうる趣旨の法律的根拠を意味しているということである。そしてそれは、合理的な理由が十分であれば議会民主制の手続をもって本人同意に代えようとする趣旨でもあって、本来容易に是認されるところではない。

ちなみに、自治体における個人情報の目的外利用・提供を、本人同意に代えて、議会による条例規定や審議会の承認に依らしめているのは、条例には住民の「直接請求」がかかわりうること、また審議会では住民代表委員が意思表示しうるということが、事項によって重要視されるからである。

(3) 目的外利用・提供による本人同意権の優先性について

個人情報保護法制における本人同意が本来最優先の原則である所以を、ここで述べる。

前述のとおり、「目的明確化原則」自体が、個人情報取扱いに対する本人サイドからのコントロールを有効になしうるチェックポイントにほかならない。ただし、現代の行政による個人情報取扱いは広汎であって、性質上個人選択になじみがたい場合もありうるので、議会民主制による法律議決を本人同意に代えてもよいとされているわけである。このコントロール手続のふり分けには微妙な場合を生じうるが、あくまで本人同意こそが優先原則であることは、以下に述べるような「自己情報コントロール権の原理」が示すところである。

日本においては、自己情報コントロール権は、憲法13条に含まれる新しい人権原理であると知られている。すなわち、憲法13条による国民個々人の「幸福追求権」には、個人的事柄についての自己決定権が含まれ、それが高度情報通信の時代に特に、現代のプライバシー権としての“自己情報コントロール権”に原理的に表れるのだと解されている。

この点、1995年のEU「個人データ処理における個人情報保護及び

自由移動に係る指令」においては、データ処理の第1条件として「データ主体の明確な同意」を挙げている（7条a号）のに対して、前述の80年OECD勧告は、「7. 個人参加の原則」として自己情報開示・訂正等の請求権および請求拒否の争訟権を記す形であるが、「4. 利用制限の原則」における「データ主体の同意」とが合わさって、自己情報コントロール権を保障する趣旨であることが自明であろう。

したがって、住基法上の住基ネット接続規定を個人情報保護法制の原則に照らして体系的に解釈するという際には、憲法13条に含まれるプライバシー保護的な自己情報コントロール権の憲法原理を踏まえて、例外法律規定の趣旨および効力を、本人同意という優先的原則と関係づけて解釈運用することがきわめて重要であると考えられる。

なお、憲法原理としてではないが、自己情報コントロール権の条理法原則を、すでに最高裁判所の判例（平成15年9月12日第二小法廷）が、いわゆる江沢民中国主席講演会名簿提出事件に関して、私立大学が講演会参加学生の名簿を警察に提供したことによる不法行為責任を認めた際に、つぎのとおり判示している。「このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない考えることは自然なことであり、」学生本人らに「無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、・・・・・プライバシーを侵害するもの」である。

2 本人確認情報の住基ネット接続は個人情報の目的外提供および外部結合に当たる

住基ネット接続が各地の個人情報保護条例にいう「外部結合」（対外オンラインシステム化）に当たることは論を俟たず、またそもそも個人情報の「外部提供」に該当する。

ところで、住基ネット接続による「本人確認情報」の外部提供は個人情報

の収集目的内のそれだという解釈が一部に存するようである。もしそうであるならば、個人情報保護法制による目的外提供の手続的制限を受けることがなくなり、外部結合の当否評価にとどまろう（もっとも杉並区の保護条例15条では目的内提供をも制限している）。

しかしながら、住基ネット提供に関しては、その後発的な追加法定および広域・全国的な情報利用にかんがみるとき、目的内提供説を安易に認めるのは相当でないと考えられる。

住基法に基づく居住住民の個人情報の収集である「住民票の記載」（同法8条）は、「住民の居住関係の公証」を主目的とするが（1条）、住民に身近な「基礎自治体」（地方自治法2条3項参照）である市区町村の行政にかかわるその合目的的利用が本来予定されたところであった。

それに対して、1999年改正による住基ネット接続の法定は、国や都道府県による全国的・広域的に多様な行政利用をも予定したものであるから、あくまでも本来的収集目的（住民の居住証明等）の範囲を超え出る目的外の外部提供および外部結合を定めているものであると条理上解釈すべきである。そう解することが、住基ネット制度と個人情報保護法制とを実質的に調和させる所以にほかならない。

3 住基法30条の5は目的外提供を例外的に定める法律規定としていかに有効たりうるか

(1) 住基ネット情報の行政利用に関する法定主義は個人情報保護として十分有効であるか

たしかに、現行の住基ネット法制にあっては、住基ネットに接続送信された本人確認情報の行政利用は、法律に定める場合に限定されている（30条の30、30条の8、30条の10第1項）。しかしそれは、目的外行政利用の範囲を国会制定の法律（事務の別表掲示方式を含む）にゆだね

ることを意味する。したがって、国会立法の次第によって広がる法的可能性があり、現に2002年8月の第1次稼働時に93事務であったものが同年12月には264事務に増加したことが公知の事実である。

がんらい国会における法律の制定は、議会政治的多数決という手続的実質を踏まえて、国民代表による行政権等の立法政策的コントロールを意味している。とするならば、個人情報の目的外利用・提供を本人同意に代わる意味合いで例外的に容認する手続として、国会による法律の制定を全く無条件的に位置づけることはできがたいと言わなければならない。

それ故、前記のとおり、その例外法定の実質的内容が、国民個々人の本人同意に合理的に代わりうるかどうかを原理原則的に問題とされうるはずなのである。

その際第1に、住基ネットによる本人確認情報の全国的・広域的に多様な利用をめぐる、本人の便宜と行政効率性等との比較衡量が大いに論じられている。その衡量判断を、「公共の福祉」の見地から立法政策的に行いやすいのが国会制定法律であろうが、本人便宜の如何は、住民票コードを通ずる個人情報の広域・多様な行政利用に基づくそれである以上、前記の「自己情報コントロール権の原理」に根ざす本人側の人権的利益にかかわっているところと目される。したがって、住基ネット接続の法条を個人情報保護法制の原理原則と体系的に解釈する場合には、国民個々人の本人側の判断・意向をそれ相当に重んずる解釈運用であることが必要である。

第2に、現行法制における住基ネット情報の多目的利用に関しても、すでにその個人名寄せによるプライバシー侵害の可能性が問擬されている。これは、住民票コードという全国統一・各人固有の共通番号制によるネットワークシステムであるため、コード番号を通ずる個人情報検索が制度的に可能となっていることに因る。現にこの点は、住基ネットの適用違憲を判示した判決（金沢地裁平成17年5月30日）において強調されたと

ころであるが、個人情報保護法制との体系的解釈において解釈適用上の制約条件と考えられるところである。

(2) 住基ネットの現行法制が住民票コードの民間利用を厳しく制限していることの矛盾問題性について

現行の住基ネット法制は、その統一・共通番号制による本人確認情報の社会的利用がプライバシー侵害に渡らないようにとの考慮からであろう、住民票コードの民間告知を事業者が求めることを間接罰則づきで禁じている（30条の43第1・2・5項、44条）。

しかしながら、所得税の公平な総合課税をめざす「納税者番号制」が政府において別途検討されており、納税者番号制を立法化する際に住基ネットシステムが格好の前提になるであろうことは、公知のところである。元来、いわゆるIT革命時代に住基ネットという統一システムの構築を立法化した以上は、立法政策の変更によって、納税者番号制をはじめとする住基ネット情報の民間利用を期することが望ましいという考え方が出てきうるであろう。しかしこの点こそは、現行の住基ネット法制が抱える法制的な矛盾問題にほかならないのであって、個人情報保護法制との体系的な条理解釈において大いに考量しなければならないのである。

第3 住基法における30条の5と36条の2の体系的解釈について

1 住基法36条の2第1項の真義の解釈

住基法36条の2第1項が第一義的には、住民票情報に関する「安全確保」すなわちデータ・セキュリティに関する措置義務を定めていることは明らかである。そして、現行の住基ネットシステムをめぐるデータ・セキュリティ面での懸念、本人確認情報が漏えいする等の危険が大いに論議されたことは、公知である。

そこで、その「安全確保」面における住基ネット対策として、杉並区をはじめ少なからぬ自治体が、いわゆる住基情報安全確保の条例を制定し、そこにおいて現に、住民票情報の漏えい等の事故をめぐる緊急対策として住基ネット送信の停止・切断措置等を予定している（「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」6条2項参照）。

しかしながら、第1の2に先述したところを承けるとき、住基法36条の2にいう「安全確保等」には、漏えい等の防止のほか「その他の適切な管理のための措置」が含まれているのであって、30条の5の住基ネット接続条項と体系的に解釈すべき条項としては、その意味合いの方が個人情報保護法制的に重要であると目される。

2 住基法30条の5と36条の2第1項との体系的解釈について

この点、総務省の通知（平成15年7月10日自治行政局市町村課長事務連絡・各都道府県担当部長あて「住民基本台帳法第36条の2及び第30条の29の解釈について」）においては、36条の2第1項を根拠に住基ネットへの恒常的不接続の措置を採ることは違法であると表明されている。

それに対して、杉並区が本件訴えの因をなした横浜方式採択の意思表示（2003年6月）にあつては、住基法36条の2第1項に基づく個人情報適切管理義務の履行として、個人情報保護法制の見地からの住基ネットの問題性を指摘している。

もっとも、ここにおいて住基ネットの「安全確保等」に関する比較衡量判断に流動性のありうることも確かであつて、問題は、次項に論ずるように、その正当な判断権者が誰であるかという点が根幹的であると目されるのである。

第4 住基ネット接続を希望者区民のみとする杉並区措置の適法性について

1 住基法30条の5の体系的解釈に基づく自治体の自治権限および個人選択権の保障について

上述してきた住基法30条の5をめぐる同法36条の2および個人情報保護法制との体系的解釈の効果としては、同法30条の5は一定範囲の裁量の余地を擁するものと解される。そこには総合調整をすべき課題が存し、比較衡量ないし考量判断を要することが明らかである。そうした場合、現行法制においてその正当な判断権者を誰と解すべきであろうか。

もとより司法国家である以上、現行法の解釈問題に公的決着をつけるのが裁判所であることは自明である。しかしその裁判所の法解釈において、行政上の法規裁量事項である住基ネット接続義務の内容に関して、判断権限を認められるべきなのは誰かが問題となろう。

本人確認情報の統一番号システムへの全員接続の法定について文字どおりに認めることは、国会をもって判断権者とする解釈にほかならない。しかしながら先述のように住基ネット法条の体系的解釈を行う場合には、国会という国家機関が唯一の判断権者と結論されるより前に、地方自治体を代表する首長の判断権、さらには自治体住民の個々人の判断権というものが、根幹的な法解釈上の選択肢と目されるのである。

前述した自己情報コントロール権の原理を直截に制度的に実現しようとする、個人情報の本人である住民個々人の権利主張判断を最終的とする解釈が生じうる。住基ネットの適用違憲を理由とする個人的差止訴訟の認容判決、または、個人情報保護条例に基づく住基ネット接続の中止請求を認容する自治体決定ないし不服審査会の答申は、そうした個人選択権を直接保障する解釈にほかならない。

それに対して、住基ネット接続が法定「自治事務」であり、その接続義務の

履行に地域自治的裁量の余地があるという点を重んじ（地方自治法2条13項にいう「地域の特性」にかかわる「自治事務」の処理）、かつ自治体の首長が住民公選の代表として地域自治の決定権者であることにかんがみると、今日の分権時代に各自治体の長こそが住基ネット接続に関する判断権者だという解釈が、大いに有力たりうるはずである。

そしてその場合に、自治体首長の地域自治的判断として、住基ネットへ接続送信を見送るという“政策法務”的態度もありえようが、当面は希望者住民の本人確認情報のみを送信するという接続義務の履行を選択する方式を表明することが、合法的にありうるものと解される。この後者の方が、住民各人の個人選択意思を踏まえた自治体決定であることは明らかであろう。

2 住基ネットの段階的実現に関する法律判断

いわゆる横浜方式をめぐって公表された総務省の見解（平成15年4月9日自治行政局市町村課長通知「横浜市の住基ネットへの参加にあたっての措置について」各都道府県・指定都市担当部長あて）において、つぎのとおり記されている。「住基ネットにおいて、選択制をとる場合には、本人確認できるものとできないものが混在することとなり、住基ネットで本人確認ができない住民について不利益が生じるおそれがあるほか、・・・・・総合的な効率性が阻害され、全国ネットワークとして機能しなくなる」。

なるほど、全国統一番号システムにあって、一部でも不参加の住民がいるときに、統一システムとして不完全になることは必然的である。

しかしながら、先述した体系的解釈に立つときには、問題は、今日の日本社会における法定住基ネットの実施の仕方が、法律の法的強制力で全国民を一気に拘束していく方式が果して法制的に相当なのか、それともしかるべく多様な段階的実現が日本社会の現況に即応しているのではないか、という点の見定めにかかっていると解されるのである。

もっとも、住基ネットに関する国民の社会意識の状況（国民世論）のデータが法解釈の決め手になるというわけではなく、住基ネットの段階的実現がいかにか法的に相当でありうるかを、体系的解釈を踏まえて総合判断することが肝要と考えられる。

その際に公知の事実として、今現在、住基ネット不接続を決めている自治体が1市1町、当面希望者市民の送信接続を実施している横浜市、その方式を表明して不実現のため全区民不接続の結果となっている杉並区、そのほか、保護条例に基づく住民個々人の接続中止請求を認容すべきものとする審査会答申（目黒区2003年7月17日・2004年12月1日、藤沢市2003年7月31日）の当該自治体不履行、住基ネット接続を自治体首長の政策法務的選択として認容する答申（川口市2003年4月14日）と履行決定、などが存する（中止請求を認めなくてよいとする審査会答申の方が多いが）。他方において、住基ネット差止めの憲法訴訟における判例は、適用違憲・請求一部認容判決（前掲の金沢地判）と合憲・請求棄却判決（名古屋地判平成17年5月31日など）とに分かれている。

こうした住基ネット接続の実施をめぐる法制的状況を、先述した体系的解釈に立って評価するとき、今日の日本社会における法定住基ネットの段階的実現の一環として、杉並区民のうち接続希望者について住基ネット送信をする方式は、現行の住基ネット法制において容認されうる地域自治裁量の範囲内に属していると解するのが相当であると考えられる。これを要するに、先述の体系的解釈を施された住基法30条の5は、現段階において杉並区の選択的送信方式を容認する趣旨を含むものと解されるのである。

Ⅲ 鑑定意見提出者の略歴等

1 本人記事

兼子 仁 (かねこ まさし)

東京都立大学名誉教授、法学博士 (東京大学)

2 略歴

1957 (昭32) 年	東京大学法学部卒業、東京大学助手
1960 (昭35) 年	東京都立大学講師 (行政法担任)
1962 (昭37) 年	同上 助教授
1965 (昭40) 年	東京大学法学博士 (新制論文)
1965～67年	フランス政府給費留学生 (ボルドー大学、 パリ大学)
1969 (昭44) 年	日本公法学会理事 (2001年まで)
1975 (昭50) 年	東京都立大学法学部教授
1987 (昭62) ～	
91 (平3) 年	同上 法学部長
1994 (平6) ～	
97 (平9) 年	日本学術会議会員 (第2部幹事)
1998 (平10) 年	東京都立大学定年退職、同上 名誉教授

3 専攻

行政法学

4 主要著書

- 行政法学（1997年、岩波書店）
行政行為の公定力の理論（助手・博士論文、1961年、東京大学出版会）
行政手続・行政争訟法（合本共著、1973年、現代法学全集、筑摩書房）
現代フランス行政法（1970年、有斐閣）
行政法と特殊法の理論（1989年、有斐閣）
行政手続法（岩波新書、1993年）
新 地方自治法（岩波新書、1999年）
自治体・住民の法律入門（岩波新書、2001年）
自治体法学（1988年、自治体法学全集、学陽書房）
教育法（1978年新版、法律学全集、有斐閣）
行政書士法コンメンタール（2004年、北樹出版）

5 主要兼職

- 神奈川県個人情報保護審議会長（1996（平8）年～）
川崎市代表市民オンブズマン（2001（平13）年～）
川崎市個人情報保護審査会長（1986（昭61）年～97（平9）年）
渋谷区個人情報保護・情報公開審査会長（1988（昭63）年～）
目黒区公文書公開・個人情報保護審査会長（1989（平1）年～）
杉並区情報公開・個人情報保護審査会長（1987（昭62）年～
2001（平13）年）
八王子市情報公開・個人情報審査会長（1992（平4）年～
2000（平12）年）
町田市情報公開・個人情報保護審議会長（1989（平1）年～
93（平5）年）
川口市情報公開・個人情報保護審査会長（2001（平13）年～）

世田谷区保健福祉サービス苦情審査会長（1996（平8）年～

2004（平16）年）